

議案第14号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに關し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年11月28日

鳥取県知事 平井伸治

関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、第4号」を削り、「鳥取県」を「、鳥取県」に改め、「、同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては徳島県に係るものを」を削る。

別表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項中「及び和歌山県」を「、和歌山県及び徳島県」に改める。

別表総務費の部の次に次のように加える。

企画	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取	均等割（これにより難い事務に係る経費にあって
----	-----------------------	-------------------------	------------------------

調整費

県及び徳島県

は、広域連合長が別に定める負担割合)
10分の10

別表事業費の部第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費の項中「和歌山県」の次に「、鳥取県」を加え、同部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「及び和歌山県」を「、和歌山県及び徳島県」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(負担金の徴収に係る経過措置)

2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。